

審議会等設置状況

（令和5年8月1日現在）

審議会等の名称	教育委員会
設置の根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
設置の目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の規定により設置
設置年月日	昭和29年4月1日
委員数	教育長1人 教育委員4人
委員の任期	<p>教育長：就任の日から3年間 ※令和4年1月1日～令和6年12月31日</p> <p>教育委員：就任の日から4年間 ※酒見委員 令和5年6月24日～令和9年6月23日 山口委員 令和4年1月1日～令和7年12月31日 西山委員 令和2年10月1日～令和6年9月30日 藤田委員 令和4年10月1日～令和8年9月30日</p>
委員名簿	※別紙（様式第1号の2）
所管課	教育委員会教育総務課総務企画係 （電話番号0955-23-2125）

